二十三　国土交通省
二十四　観光庁
二十五　気象庁
二十六　海上保安庁
二十七　環境省
二十八　原子力規制委員会
二十九　防衛省
三十　防衛装備庁

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「第十七条の地方支分部局の長」の下に「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職」を加える。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項

二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十六条第一項

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第十二条　国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

第六条第一項第一号中「消費者庁」の下に「、デジタル庁」を加える。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第四号ハ中「第四条第一項第十二号」を「第四条第一項第十一号」に改める。

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十二号を第三十三号とし、第六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　デジタル庁

（次世代育成支援対策推進法施行令及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　次に掲げる政令の規定中「及び内閣府本府」を「、内閣府本府及びデジタル庁」に改める。

一　次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）第一項の表内閣総理大臣の項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第一項の表内閣総理大臣の項

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

第七条の二中「総務省令」を「主務省令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）」に改める。

第八条第一号及び第三号中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第八条の二中「総務省令」を「主務省令」に、「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第九条各号中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第九条の二第一項及び第三項中「総務省令」を「主務省令」に、「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十三条から第十五条までの規定中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第十五条の二第一項中「総務省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十六条、第二十四条各号及び第二十五条各号中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第二十五条の二第一項中「総務省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十五条の四中「総務省令」を「主務省令」に、「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十五条の見出しを「（省令への委任）」に改め、同条中「総務省令」の下に「又は主務省令」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（主務省令）

第三十六条　この政令における主務省令は、デジタル庁令・総務省令とする。

（個人情報の保護に関する法律施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　次に掲げる政令の規定中「第五十七条の地方支分部局の長」の下に「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職」を加える。

一　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十五条第二項

二　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第四条第二項

（武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「を除く。）、内閣府」を「及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第一項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二十一条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織